

中小企業の為の経営のヒント

菅原会計事務所通信

2018年2月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所
〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1
TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009
業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

役員報酬と渡切交際費

役員となれば会社の顔となり、社外・社内を問わず交際が多くその分支払もかさむことが増えるでしょう。そこで、ある役員に通常に支給する役員報酬とは別に、交際費として一定額支給することがあるかもしれません。

しかし、その支給には注意が必要です。その支給名目が特別手当や接待費などのどのような名目であっても、役員報酬（賞与）とみなされます。これを「渡切交際費」といいます。

役員へ支給した渡切交際費は、損金算入できません。

また、その役員には、通常の役員報酬にこの渡切交際費を含めた金額が本当の役員報酬となり、そこに所得税などの税金がかかります。

つまり、実際にお金は出ていっているにもかかわらず、経費にはならないために法人の税金は増え、かつ、その役員個人の税金も増えるということになります。

そこで、役員報酬ではなく交際費として認められるよう、領収証をもらい、おつりは会社へ戻しましょう。

領収証がもらえなかった場合（たとえば、割り勘で支払ったときなど）でも、

- ① いつ（日付）
- ② 誰が（宛名）
- ③ 誰に対して（支払先）
- ④ 何を（但書き）
- ⑤ いくら支払ったのか（金額）

の5点を記載したメモを残しましょう。そのメモを領収証の代わりとすることができます。

役員だけでなく従業員へ「渡切交際費」を渡した時も、同じように賞与となります。この場合、会社の経費にはなりますが交際費ではなく賞与となり、その従業員に所得税等がかかりますので、注意しましょう。



（上甲 記）